都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第 条 都 市 再生特 別措置法 (平成十四年法律第二十二号) の一部を次のように改正する。

「第三節

都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 \mathcal{O} 作 成 等 (第· + 九 条 \mathcal{O} 十三 第 + 九条 \mathcal{O} + 应

都

市

再

生

安

全

確

保

計

画

 \mathcal{O}

作

成

等

目

次中

「第三節

都市

再生安全

確保

. 計

画

 \mathcal{O}

作

成等

(第十九条の十三―第十九条の十八)」

を

第四

飾

(第十 九 条 \mathcal{O} + 五. 第 + 九 条の二十) に、 第四 節 民 間 都 市 再 生

事 業 計 画 \mathcal{O} 認 定等」 を 「第五 節 民間 都 市 再 生 事 業 計 画 0) 認定等」に、 「第五節 都市 計 画 . 等 \mathcal{O} 特 例 を

「第六節 都 市 計 画 等 \mathcal{O} 特 例 に、 都市 再 生 事 業に係る」 を 「都市再生事 業等に係る」に、 「第六 節

都 帯 再生 歩 行 者経路協定」 を 「第七: 節 都市 再生步 行者経路協定」 に、 第七 都市 再生安 全確 保 施設

に 関 する協定」 を 第 八節 都 市 再生安全 確 保 施設に 関 する協定」 に、 第 五款 都市 公 慰 \mathcal{O} 占 用 0) 許 可

第 五. 款 都 市 公園 \mathcal{O} 占 用 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 特 例 (第六十二条の二)

の特例(第六十二条の二)」を

第六 款 歴 定的 風 致 維 持 向 上 計 画 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 . 請 手 ,続 \mathcal{O} 特例 (第六十二条

に改め、 「第百五条」の下に「―第百五条の四」を加え、 第五款

第四節 跡地等管理協定等(第百十

特定用途誘導地区

(第百

第五款 休廃止の届出等 (第百八条の二)

第六款 特定用途誘導地区 (第百九条)

九条)

条—第百十六条)」 を 第五節 第四節 低未利 立地誘導促進施設協定 用土地権利設定等促進 (第百九条の二―第百九条の四) 計 (第百九条の 五.

第六節

画 等

第百九条の十二)

跡地等管理協定等 (第百十条 第百十六条)

に改める。

第十九条の二第五項中 「第五節」 を 「第六節」 に改める。

第四十五条の十三第一項中「第十九条の十三第二項第二号」を 「第十九条の十五第二項第二号」 に改め

、同条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四十五条の十四第一 項 中 「第十九条の十三第二項第二号」 を 「第十九条の十五第二項第二号」 に改め

、同条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四 + 五. 条 \mathcal{O} 十五第 項 中 「第十九条 \mathcal{O} 十三第二項第二号」 を 「第十九条の十五第二項第二号」 に改め

る。

第 匹 十五 条の二十一第一 項 中 「第十 九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号」 に改

め、 同 条第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四章第七節を同章第八節とする。

第四十五条の二第二項第一号及び第三項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第四章第六節を同章第七節とする。

第三十 Ė 条 \mathcal{O} 見出 し中 都 市 再 生事 業 を 都 市 再生事業等」 に改め、 同 条第 項 中 「を行おう」 を

又は都立 市 再生事 業の 施 行 に 関連して必要となる公共公益施設の整 備 に関する事業 (以 下 「都市再生事 業等

という。) を行おう」に、 「当該 都 市再生事業」 を 「当該都市再生事業等」 に改め、 同条第二項中 都

市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第四 第 兀 十二条 章 第五 節 (見出 第三 款 しを含む。)、 \mathcal{O} 款名中 「都市再生事業」 第 四 十三条の見出 を 都市 し及び 再生事業等」に改める。 同 条第 項並びに第四 一十五条 の見出し中

都

市再生事業」を「都市再生事業等」に改める。

第四章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とする。

第十 九 条 \mathcal{O} 十八八 第 項中 「 第 + · 九 条 \mathcal{O} 十三 一第二項 第二号」 を 「第十 九 条 \mathcal{O} 十五 第二項第二号」 に改 め、

同 条第二項中「第十九条の十三第五項」を「第十九条の十五第五 項」 に改め、 第四 章 上第三: 節中同条を第十

九条の二十とする。

第十九 条の十七 第一項及び第二項中 「第十九条の十三第二項第二号」を「第十九条の十五第二項第二号

に 改 め、 同 条第三 一項中 第十 九条の 十三第五 項」 を 「第十九条 の十五第五 項」 に 改 め、 同 条を第十九条

の十九とする。

第十九条の十六第一 一項中 「第十九条の十三第二項第二号」 を 「第十九条の十五第二項第二号」 に改め、

同 条第三 項中 第十 -九条の十三第五 項 を 「第十九 条の十五第 五. 項」 に改 め、 同 条を第十九条の十八とす

る。

第十 九 条の十五 第 項及び第三 項中 第十 -九条の 十三第二項第二号」 を 第十 九条の十五 第二 項

に 改 め、 同 条 第 匹 項 中 第十 九 条の 十三第 五. 項」 を 第十 · 九 条 \mathcal{O} 十五第五 項 に 改 め、 同 条 を第十 九 条

 \mathcal{O} 十七 とし、 第 + 九 条 \mathcal{O} 十 兀 を 第 + 九 条 \mathcal{O} 十六とする。

第 + 九 条 \mathcal{O} 十三第一 二項 第 兀 号中 「第 + 九 条 \mathcal{O} 十六 第 項」 を 第十 九 条 \mathcal{O} 十 凣 第 項 に改 め、 同 条を

第十 九 条 \mathcal{O} + 五. とす

第

兀

章

第三

一節

を 同

章 第

兀

節とし、

同

章

第二

一節

 \mathcal{O}

次に次

 \mathcal{O}

節を加える。

第三節 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 \mathcal{O} 作 成 等

都 市 再生 駐 車 施 設 配 置 計 画

第十 九 条 \bigcirc 十三 協 議 会 は 都 市 再 生 緊 急整 備 地 域 内 \mathcal{O} 区 域 E つ V て、 商 業 施 設、 業務 施 設そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 自 動

車 \mathcal{O} 駐 車 需 要を生じさせ る程 度 \mathcal{O} 大 き 1 用 涂 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 集 積 \mathcal{O} 状 況 当 該 施 設 \mathcal{O} 周 辺 12 お け る 渞 路 \mathcal{O} 交 通

状 況、 公共 交通 機関 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 状 況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事 情 を 勘 案 般 駐 車 施 設 魚駐 車 施 設 駐 車 場 法 昭 和

 \mathcal{O}

増 \mathcal{O} 運 に 三十二年法律第 供する自 送 進 種 を \mathcal{O} 類ごとに 図 用 に供 るため 動 いする自分 駐 車 車 0) 百六号) 必 駐 要 施設 で 動 車 を主たる目的とするも あ を 車 第二十条第 適切 ると認 \mathcal{O} 駐 な 車 及び 位置 \Diamond るときは 貨物 及 び 項に規定す 規 \mathcal{O} 模 積 で配 地 卸 のをいう。)、 域 L の配車 整 を主たる目的とするも 置することが当該 備 方 針 施設をいう。 に 基 荷さばき駐車 づ き、 都 以 下 駐 市 車 再 \mathcal{O} 生緊. をい 施設 同 施 ľ 設 う。 急 \mathcal{O} (駐 整備 種 車 のうち 類ごとの そ 施 地 設 域 \mathcal{O} 人の \mathcal{O} \mathcal{O} 他 うち 配 都 \mathcal{O} 運 置 駐 市 送 貨 に 車 機 \overline{O} 関 物 施 能 す 用 設 \mathcal{O} \mathcal{O}

2 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 に は、 次 K 掲 げ る 事 項 を 記 載 す る ŧ \mathcal{O}

る

計

画

以

下

都

市

再

生

駐

車

施

設

配

置

計

画

とい

う。

を作

成

することができる。

市

再

生

駐

車

施

設

置

計

画

 \mathcal{O}

区

(以 下

この

節

にこ

お

7

7

計

画

区

. 域

という。)

車施

- 駐 都 車 場 法 第二 十 条 第 配 項若 しくは 域 第二 一項又は 第二十条の二第 項に規 定する者が設けるべ き駐
- 3 全 カン 都 設 0 市 \mathcal{O} 円 種 再 生 滑 類 な 駐 並 交通 び 車 に 施 当 設 が 配 該 確 種 保 置 され 計 類ごと 画 に るように、 お , , 駐 て 車 は、 施 設 同 号 前 \mathcal{O} 位置 \mathcal{O} 項 第二 駐 及び 車 号 施 規 \mathcal{O} 設 駐 模 \mathcal{O} 規 に 車 関 模 施 に す 設 Ź 0 \mathcal{O} V 位 事 7 置 項 は に 計 つい 画 区 て 域 は 12 計 お 画 け 区 る 域 駐 に 車 お 施 け る安 設 \mathcal{O}

種

類ごとの

需

要

が

適

切

に

充足されるように定

め

るも

のとする。

- 4 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 は 玉 \mathcal{O} 関 係 行 政 機 関 等 \mathcal{O} 長 \mathcal{O} 全員 0) 合意 に ょ ŋ 作 :成す る ŧ $\overline{\mathcal{O}}$ とする。
- 5 協 議 会 は 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 を 作 成 L たときは、 遅 滞 なく、 れ を 公 表 L な け れ ばならない。
- 6 第 項 カン 5 前 項 Ĵ で \mathcal{O} 規 定 は 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 \mathcal{O} 変更に つ ** \ て 準 用 する。

駐 車 施 設 \mathcal{O} 附 置 に 係 る 駐車 場 法 \mathcal{O} 特 例

第 十 九 条 \mathcal{O} + 几 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 に 記 載 3 れ た 計 画 区 域 駐 車 場 法 第 <u>一</u>十 -条 第 項 \mathcal{O} 地 区 若 L

< は 地 域 又 は 同 条 第 項 \mathcal{O} 地 区 \mathcal{O} 区 域 内 に 限 る。 内 12 お け る 同 条 第 項 及 てバ 第 二項 並 び 12 同 法 第 <u>一</u> 十

条 の 二 第 項 \mathcal{O} 画 規 定 区 \mathcal{O} 適 用 市 に 再 0 1 7 は 同 法 第 + 条 条 第 項 第二 中 近 隣 商 号 業 地 規定 域 内 に لح あ る \mathcal{O} は 1 う。 近 隣

商 業 地 域 内 \mathcal{O} 計 域 (都 生 特 別 措 置 法 第 + 九 \mathcal{O} 十三 項 第 に す る 計 画 区 域 を

以

下

同

 \mathcal{O}

区

域

内

に

と、

「そ

 \mathcal{O}

建築

物

又

は

そ

 \mathcal{O}

建

築

物

 \mathcal{O}

敷

地

内

[]

とあ

る

0

は

都

市

再

生

駐

車

施

設 配 置 計 画 同 条 第 項 元に 規定 でする 都 市 再 生 駐 車 施 設 配 置 計 画 を 1 う。 以 下 同 Ü に 記 載 さ れ た 同 条

第二 項 第二 一号に 掲 げ る 事 項 \mathcal{O} 内 容に 即 L て と、 駐 車 場 整 備 地 区 内 又 は 商 業 地 域 内 若 しく は 近 隣 商 業

地 域 内 \mathcal{O} لح あ る \mathcal{O} は 計 画 区 域 \mathcal{O} 区 域 内 \bigcirc と 同 条 第二 項 中 地 区 内 لح あ る \mathcal{O} は 地 区 内 \mathcal{O} 計 画

区 域 \mathcal{O} 区 域 内 と 同 項 及 び 同 法 第二十 · 条 の二第 項中 「そ \mathcal{O} 建 築 物 又 は そ \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 敷 地 内 に とあ

げ あ る る事 る \mathcal{O} は \mathcal{O} は 項 都 \mathcal{O} 前 内 市 容 条 再 第 に 生 即 駐 項 車 L 又は第二 て」と、 施 設配 置 計 項 同 \mathcal{O} 項 画 中 計 に 記 画 「前 載さ 区 域 条 れ 第 \mathcal{O} た 区 都市 項 域 为 \mathcal{O} 地 再 と 生 区 若 特 別 L くは 措置 地 区又は L 法第 地 域内 地 + 域内 又 九 条 は \bigcirc 同 \bigcirc 条第 十三第二項 とあ り、 項 \mathcal{O} 第二号に掲 及 地 び 区 内 地 لح 区

内 \bigcirc لح あ る 0) は 計 画 区 域 \mathcal{O} 区 域 内 \bigcirc とする。

中 第 兀 ŧ + \mathcal{O} 六 及 条 ر ا 中 を 第 + ŧ, 九 項 \mathcal{O} を 並 第二十 U に に改 項とし、 め、 第 同 + 項 を 五. 同 項 条第 か ら第十 + 五. 八項 項 とし、 まで を 同 条第 項 ず 十三 0 項 繰 り下 \mathcal{O} 次 げ、 12 次 同 \mathcal{O} 条 第 項 を + 加 兀 項 え

14 第二 項第二号イ若 しく は ^ に · 掲 げ る 事 業に関う す る事 項 文は 同 項 第三号に · 掲 げ る 事 項 に は、 歴 史的 風 致

る。

維

持

向

上

施

設

地地

域

に

お

ける歴

史的

風

致

 \mathcal{O}

維

持

及

び

向

上

に

関

す

んる法律

伞

-成二十

年

法

律

第四

一十号。

以下

地 域 歴 定的 風 致 法 と 7 う。 第三 一条に 規定す うる歴・ 史的 風 致 維 持 向 上 施 設 を 1 う。 第六十二条 不の三第

項 に お 1 て 同 ľ \mathcal{O} 整 備 に 関す る 事 業 に 関 す る事 項 を 記 載 することが できる。

第 五. + 条 第 項 中 第四 十六条第十八項後段 同 [条第: 十九項」 を 「第四 十六条第十九項後段 同 条第

二十項」に改める。

第五十七条の二第二項中 都 市 再生事 業 を 都 市再生事 業等」 に 改める。

第六十二条の二中 「同条第十八項前段 (同条第十 -九項」 を 同 条第十 九項前段 (同条第二十項) に改め

、第五章第三節中同条の次に次の一款を加える。

第六款 歴史的 風致 維 持 向 上 計 画 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 手 続 の特 例

第六十二条の三 国土交通 大臣 は 第 四 + 七 条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る都 市 再 生 整 備 計 画 (第四十 六条第十 兀

項に規定す Ź 事 項 が 記 載 うされ た ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 提 出 (第三 項 に お 1 7 都 市 再 生 整 備 計 画 \mathcal{O} 提 出 لح

1 12 併 せ 7 地 域 歴 史 的 風 致 法 第 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 歴 史 的 風 致 維 持 向 上 計 画 (同 条 第 項 第

三号 口 に 掲 げ る事 項とし つて 歴· 史 的 風 致 維 持 向 上 施 設 整 備 事 項 (第 四 十六条第十 兀 |項に 規 定す る事 項 E 係

る歴・ 史的 風 致 維 持向 上 施 心設の整: 備に関する事 項をい . う。 第三項にお いて同じ。) が 記載され たも Ō に 限

学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

る。

0

認

定

0)

申

請

が

あ

った場合に

お

()

ては、

遅

滞なく、

当該歴史的

風致

が維持.

向

上

計

画

 \mathcal{O}

写

しを文部

科

2 文部 科学 大 臣 及 び農林 水 産 大 臣 が 前 項 \mathcal{O} 規 定に よる歴・ 史的 風 致 維 持 向 上 計 画 \mathcal{O} 写し \mathcal{O} 送付 を受け たと

きは、 当該 歴 史的 風致 維 持 向 上 計 画 に つ *(*) て、 文部 科学大臣 及び 農 林 水 産 大臣 に 対す る 地 域 歴 史的 風 致

法 第 五 条第 項 \mathcal{O} 規定に よる認定の 申 請 が あ った ŧ のとみなす。

3 前 項 0) 規 定 は 都 市 再生整 備 計 画 \mathcal{O} 提 出 に併 せて 地 域 《歴史的· 風 致法第七条第 項の規定による歴史

的 風 致 維 持 向 上 計 画 \mathcal{O} 変 更の 認 定の 申 請 (地 域 歴 史的 風 致 法第 五 条第二項 第三号口 に 掲 げ る事 項 7

歴 史的 風 致 維 持 向 上施 設 整 備 事 項 É 記 載す る変更に係 る ŧ \mathcal{O} に . 限 る。 が あ 0 た に場合に つ **(**) て 準 用 する

 \mathcal{O} 場 合 に お 1 て、 前 項 中 第 五. 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 認 定 \mathcal{O} 申 請 لح あ る \mathcal{O} は 第 七 条 第 項 \mathcal{O}

規定 に ょ る 変更 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 請 と読 4 替 え る ŧ \mathcal{O} とす る。

第七 十三 条 第 項 中 第 兀 十 六 条第 + 兀 項」 を 第四 + 六 条第 + 五. 項 に 改 め、 同 条 第 二項 中 「前 章 第

六節」 を 前 章 第七 節 に、 「 第 匹 十六条第十 兀 項」 を 「第四 十六条第十 五. 項 に 改 8 る。

第七 + 兀 条 第 項 中 「第四· 十六条第 十五項」 を 「第四 十六条第 + -六項」 に 改め、 「所有者 (以下」 の 下

に「この節において」を加える。

第七 + 五 条第二号中 「第四 十六 条第 十五 項」 を 「第四 十六条第 十六 項」 に 改め る。

第 八十 · 条 *の* 第 項 及 び 第 \equiv 項 第 号中 第 兀 + -六条第: + 六 項」 を 「第四 十六 条第十 七 項」 に 改 8 る。

第 八 + 条第 五. 項第二号中 (昭和三十二年 法 律 第百六号) を 削 り、 同 項第 号中 (駐 車 場 法 第二

項」 + -条 第 「第十 項に 規定す 七 項」 Ź に 改 駐 \Diamond 車 施設 同 項 を いう。 を同 条 第 以下この号 + 九 項 らとし、 に お 同 7 7 条中第 同 ľ. 十五 一項を第 を 削 り、 十 -八項 同 をし、 条第. +第八 六 項 中 項 カン 「 第 5 第 + 几

8 第二 項 第五号 に 掲げ る 事 項 に は、 居 住 誘 導 X 域 又 は 都 市 機 能 誘 導 区 域 0) うち、 レ ク IJ 工] シ 日 \mathcal{O} 用

几

項

ź

で

を三

一項ずつ

繰

り

下

げ、

第七

項

 \mathcal{O}

次に

次

の 三

一項を.

加

え

12 供 す る広 場、 地 域 に お け る 催 L に 関 す Ź 情 報 を 提 供 す Ź た 8 \mathcal{O} 広 告塔、 良 好 な 景 観 \mathcal{O} 形 成 又 は 風 致 \mathcal{O}

施 維 設等 持 に 寄与 で あ す 0 て、 る 並 居 木 そ 住 \mathcal{O} 誘 導 他 区 \mathcal{O} 域 に れ あ 5 0 \mathcal{O} 7 区 域 は 住 に 宅 お \mathcal{O} け る 居 都 市 住 者 機 能 誘 来 導 訪 者 区 域 又 に は あ 滞 0 在 7 者 は \mathcal{O} 利 誘 墳 便 施 \mathcal{O} 増 設 進 \mathcal{O} 立. に 寄 地 与 \mathcal{O} す 誘 漬

 \mathcal{O} 促 進 に . 資す: くる も \mathcal{O} 以 下 立 地 誘 導 促 進 施 設」 という。 \mathcal{O} 配 置 及 び 利 用 \mathcal{O} 状 況 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 状 況 カン 5 4

れ

らの

区

域

内

 \mathcal{O}

寸

 \mathcal{O}

土

地

 \mathcal{O}

所

有者及び借

地

権等

を有い

する者

主

地

区

画

整

理

法

第

九

+

八

条

第

項

 \mathcal{O} 規 定に ょ ŋ 仮 換 地 とし て指 定され た土 地 に あ 0 て は 当該 土 地 にこ 対 応 す る従 前 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 及 てバ 借

地 権 等 を有 す ^る者) に ょ る立 地 誘 導 促 進 施 設 \mathcal{O} 体 的 な 整 備 又 は 管 理 が 必 要となると認 \emptyset 5 れ る 区 域 並

び に 該 立 地 誘 導 促 進 施 設 \mathcal{O} 体 的 な 整 備 又 は 管 理 に 関 す る 事 項 を 記 載 す ることができる。

第二 項 第 五. 号 に 撂 げ る 事 項 に は、 居 住 誘 導 区 域 に あ 0 7 は 住 宅 $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 都 市 機 能 誘 導 区 域 に あ 0 7 は 誘 導

9

施 設 \mathcal{O} 立 地 及 CK 立 地 0) 誘 導を 义 るた 8 0) 低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 利 用 及 び 管理に関 はする指摘 針 (以下 低 未 利 用土

地 利 用 等 指 針 とい う。 に 関 する 事 項 (を記: 載することが できる。

10 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ $\frac{1}{2}$ 地 適 正 化 計 画 に 低 未 利 用 土 地 利 用 等 指 針 に関 する事 ,項を記: 載するときは、 併 せ

7

居 住 誘 導 区 域 又 は 都 市 機 能 誘 導区 域 0 うち、 低 未 利 用 土 地 が 相 当 程 度存 在す る区 域 で、 当 該 低 未 利 用

土 地 利 用 等 指 針 12 即 L た 住宅 又 は 誘 導 施 設 \mathcal{O} 立 地 又 は 立 地 \mathcal{O} 誘 導 を 义 るた 8 \mathcal{O} 土 地 玉 又 は 地 方 公 共 寸

体 が 所 有 す る 土 地 で 公 共 施 設 \mathcal{O} 用 12 供 さ れ て 1 る ŧ \mathcal{O} 農 地 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る 土 地 を 除 <

使 用 貸 借 に ょ る 権 利 \mathcal{O} 設定若 L くは 移 転 又 は 所 有 権 \mathcal{O} 移 転 を 1 、 う。 以 下 同 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\smile}}$ を促 進 す Ź 事 業 (以 下

第

五

節

に

お

1

7

同

 $\overset{\text{\tiny }}{\overset{\text{\tiny }}{\cup}}$

及

てバ

当

該

土

地

12

存

す

る

建

物

12

0

1

7

 \mathcal{O}

権

利

設

定

等

地

上

権

賃

借

権

若

<

は

低低 未 利 用 土 地 権 利 設定 等促 進 事 業 という。 を行う必要が あると認め 5 れ る 区域 (以 下 低低 未 利 用

土 地 権 利 設 定等 促 進 事 業 区 |域| という。 並 びに当該 低 R 未利用: 土 地 権 利 設 定等促 進 事 業に関う する事 項 を

記載することができる。

第八十二条中 同 条 第 + 五 項 同 条 第 + 六 項 を 同 条 第十 八 項 (同 条第十九項」 に改 いめる。

第八十六条第 項 中 都 市 再 生 事 業 を 都 市 再 生事 業等」 に改 8 る。

第九 + 匹 条第 項 中 地 域 に お け る 歴 一史的 風 致 \mathcal{O} 維 持 及 び 向 上 に 関 す る法律 平 -成二十 年法 律第 辺 + 号

0 以下 地 域 歴 史 的 風 致 法 とい う。 を 地 域 歴 史的 風 致 法 に 改 め る。

第 百 五. 条 に見り 出 L とし 7 施 行 地 区 内 \mathcal{O} 権 利 者 \mathcal{O} 全 て \mathcal{O} 同 意を見 得 た場合に お け る換 地 \mathcal{O} 決 (定) を付

Ļ 同 条 中 \mathcal{O} 条 に お ** \ て を 削 り、 施 行 地 区 \mathcal{O} 下 に \neg (以 下 施施 行 地区」 という。 を加 え、

第六章 第三 節 第二 款 中 同 条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} \equiv 条を 加 え る。

(誘導施設整備区

第 百 五 条 \mathcal{O} 立 地 適 正 化 計 画 に 記 載 さ れ た 土 地 区 画 整 理 事 業 で あ 0 7 都 市 機 能 誘 導 区 域 をそ \mathcal{O} 施 行 地 区

12 含 む ŧ \mathcal{O} 0 うち 建 築 物 等 \mathcal{O} 敷 地 とし 7 利 用 3 れ て 1 な 7 宅 地 主 地 区 画 整 理 法 第 一条第六 項 に 規定

す る宅 地 を 1 う。 以 下 同 又は ک れ に 進ずる 宅地 が 相 当程· 度存 在 す る 区 域域 内 12 お 1 て施 行 され る

 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 業 計 画 に お 1 7 は 当 該 施 行 地 区 内 \mathcal{O} 宅 地 \mathcal{O} うち 次条第 項 \mathcal{O} 申 出 が 見 込 ま れ る £ \mathcal{O} に 0 1 て \mathcal{O}

換 地 \mathcal{O} 地 積 \mathcal{O} 合 計 が、 当 該 都 市 機 能 誘 導 区 域 に 係 る 誘 導 施 設 を 有 す る 建 築 物 を 整 備す る \mathcal{O} に 必 要 な 地 積

と お お む ね 等 L 1 か 又 は れ を 超 え ると 認 8 5 れ る場 合 12 限 り、 玉 土 交通 省 令 で 定め る ところに ょ り、

当該 都 市 機 能 誘 導 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 区 域 であって、 当 該 建 築 物 \mathcal{O} 用 に 供 すべ きも 0) (以 下 「 誘 導 施 設 整備

区」という。)を定めることができる。

(誘導施設整備区への換地の申出等)

第百五 条 の 三 前条の規定により 事業計 画において誘導施設整備区が定められたときは、 施行地区内の宅

地 の 所 有者は、 施行者に対 Ļ 国土交通省令で定めるところにより、 換地 計画 に は いて当該宅地 にこ つい

7 \mathcal{O} 換 地 を誘導 施 設整 備 区内 に定め る べき旨 の 申 出をすることができる。

2 前 項 \mathcal{O} 申 出 は、 次に 掲 げる要件 \mathcal{O} 1 ず れに も該当するも ので な け れ ば な らな

該 申 出 に 係 る 宅 地 が 建 築 物等 \mathcal{O} 敷 地として 利用 され て 1 な 1 ŧ 0 で あること又はこれに準ずるも

のとして規準、 規約、 定款若 しくは 施行規程で定めるものであること。

当該申出に係る宅地に地上 権、 永 小 作権、 賃借権その他の当該宅地を使用し、 又は収益することが

できる権利 (誘導施設を有する建築物 \mathcal{O} 所有を目的とする地上権及び賃借権並 びに地役権を除く。

が存しないこと。

 \equiv る者が 当該 あるときは、 申 出 に 保る宅 その者 地 につい \mathcal{O} て誘導 同 意 が得られていること。 施設を有す る建築物 0 所有を目的とする地上権又は賃借権を有す

第 項 \mathcal{O} 申 出 は、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる場合 の区分に応じ、 当該各号に定める公告があっ た 日 いら起

て六十日以内に行わなければならない。

事 業 計 画 が 定 め 5 れ た場 合 土 地 区 画 整 理法第七 十六条第一項各号に掲げる公告 (事業計 画 \mathcal{O} 変更

の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

事 業 計 画 \mathcal{O} 変 変更に ょ ŋ 新 た に 誘 導 施 設 整 備 区 が 定 8 5 れ た場 合 当該 事 業 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 公告又

該 事 業 計 画 \mathcal{O} 変 更 に 0 1 7 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 公告

三 事 業 計 画 \mathcal{O} 変 更 に ょ Ŋ 従 前 \mathcal{O} 施 行 地 区 外 \mathcal{O} 土 地 が 新 た にこ 施 行 地 区 に 編 入され たことに 伴

整 備 区 \mathcal{O} 面 積 が が拡張され ħ た 場 合 当 該 事 業 計 画 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 公告又は当該 事 業計 画 0) 変更に つ **\ て \mathcal{O} 認 口

の公告

4 施 行 者 は、 第 項 0 申 Ė が あ 0 た場合に おお () て、 前 項 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 経 過後遅 滞 なく、 第 号に 該当す ると

認 \emptyset るときは当 該 申 出 に 係 る 宅 地 \mathcal{O} 全 部 を換 地 計 画 に お V) てそ 0) 宅 地 に つ **,** \ て \mathcal{O} 換 地 を 誘 導 施 設 整 備 区

内 に 定 め b れ る べ き宅 地 とし て 指定 Ļ 第二号に 該当す ると認め るときは 当該 申 出 に 係 る宅 地 \mathcal{O} 部 を

換 地 計 画 12 お 1 てその宅 地 に 0 7 て \mathcal{O} 換 地を誘導 施設整 備 区内 に 定め 6 れ るべ き宅地として指定 他

1

誘

導

施

設

は

当

 \mathcal{O} 宅 地 について申出に応じない旨を決定し、 第三号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地 の全

部について申出に応じない旨を決定しなければならない。

換 地 計 画 に お いて、 当該. 申 出に係る宅地 の全部につい ての換地の地積が誘導施設整備区 (D) 面 「積と等

しいこととなる場合

換 地 計 画 に お 1 て、 当該 申 出 に係る宅 地 の全 部 に 0 7 て \mathcal{O} 換 地 \mathcal{O} 地 積 が 誘 導 施 設整 備 区 \mathcal{O} 面 積 を超

えることとなる場合

三 換 地 計 画 に お 1 て、 当該 申 出に係る宅地 の全 部 に つい ての 換 地の 地 積が 誘導 施設整備 備 区 \mathcal{O} 面 積 に 満

たないこととなる場合

5 施 行者は、 前 項 の規定による指定又は決定をしたときは、 遅滞なく、 第一項の申出をした者に対し、

その旨を通知しなければならない。

6 施 行 者 は、 第四 項 \mathcal{O} 規 定による指定 をしたときは、 遅滞 なく、 その旨を公告しなけ れ ば なら ない。

7 施 行 者 が 土 地 区 画 整 理 法 第 + 匹 条 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に ょ り 設立された土 地 区 画 整 理 組 合 で あ る 場 合 に お 1

7 は 最 初 \mathcal{O} 役員 が選挙され、 又は選任 され るまでの間 は、 第一 項 \mathcal{O} 申 出 は、 同 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 可 を受け

た者が受理するものとする。

(誘導 施設整 備 区 0) 換 地

第百 五. 条 \mathcal{O} 兀 前 条第 匹 項 \mathcal{O} 規定により指定された宅地については、 換地計 画において換地を誘導施設整

備 区 内 に 定め な け れば なら な

第六章 第三 一節 第 五. 款 を 同 節第六款とし、 同 節第四 一款の 次に次 \mathcal{O} 款 を加

える。

第 五. 款 休 廃 止 \mathcal{O} 届 出 箬

第百 八条 の 二 <u>\f\</u> 地 適 正 化 計 画 に 記 載 É れ た 都 市 機 能 誘 導 区 域 内 に お 1 て、 当該 都 市 機 能 誘 導 区 域 に 係る

誘 | 導施設を休止 Ļ 又 は 廃止 しようとする者 は、 休 止 又は 廃 止しようとする目の三十 · 日前 まで に、

玉 土 交通省令で定めるところにより、 その旨 を市 町村長に届 け 出なけ れば ならな

2 図るため、 市 町 村長 当 は、 該 休 前 止 項 Ļ \mathcal{O} 規定による届 又 は 廃 止しようとする誘導施設 出 が あ 0 た場合におい を有す て、 る建 新たな誘導 築物 を 有効 施設 に \mathcal{O} 活用す <u>\\ \</u> 地 又 は立 る必 要が 地 0 あ 誘 導を

ると

認 め るときは、 当該! 届 出 をした者に対して、 当該 **陸築物** \mathcal{O} 存置その 他 \mathcal{O} 必 要なず 助 言又は勧告をすること

が できる。

第 百 + 条第 項及び第百十一 条第三 一項第一 号 中 「第八十一条第 八項」 を 「第八十一条第十一 項」 に改め

る。

第六章 第四 節 を同 章第六節とし、 同]章第三 節 の次に次 の二節を加 える。

第四 節 <u>\f\</u> 地 誘 導 促進 施 設協 定

立 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 締 結 等

第百 九 条 \mathcal{O} <u>77.</u> 地 適 正 化 計 画 に 記 載 さ れ た第 八 + 条 第 八 項 に 規定、 す る 区 域 内 \mathcal{O} 寸 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 及

び 借 地 権 等 を 有 す る者 主 地 区 画 整 理 法 第 九 + 八 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 仮 換 地 لح 7 指 定さ れ た 土 地 12

あ 0 7 は 当該 土 地 に 対応す る)従前 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 及び 借 地 権等を有する者。 以下 土 地 所 有 者 等 لح

11 、 う。) は そ $\overline{\mathcal{O}}$ 全員 の合意に 立 地 誘 導 促 進 施 設 できる。 \mathcal{O} 体 的 ごな整備 又 人は管理 元に関い す る協 定 (以 下 条第

より、

項 立 \mathcal{O} 地 規 誘 定 導 促 12 進 ょ 施 り 設 仮 協 換 定 地 として指定され という。 を締 た土 結することが 地 に あ 0 て は、 当 該 土 ただし、 地 に 対 当 応 す 該 Ś 土 従 地 前 (同 \mathcal{O} 土 法 第九 地) + \mathcal{O} 区 八 域 内に

借 地 権 等 \mathcal{O} 目 的 لح な 0 てい る土 地 が あ る場 合 に お 1 7 は、 当該 借 地権等 \mathcal{O} 目的 となって **,** \ る土 地 0) 所有

者 \mathcal{O} 合意 を要し な

<u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> 地 誘 導 促 進 施設 協 定 に お 7 ては、 次に 掲 げ る 事 項を定める ŧ のとする。

立 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 目 的 とな る土 地 \mathcal{O} 区 域 (以下この 節 に お 7) 7 「協定区 域」 という。 並 び

に 立 地 誘 導 促 淮 施 設 \mathcal{O} 種 類 及 び 位 置

次に 掲 げ る立 地 誘 導 促 進 施 設 \mathcal{O} 体 的 な 整 備 又 は 管 理に 関する事 項 0 うち、 必 要な

もの

イ 前 号 \mathcal{O} 立 地 誘 導 促 進 施 設 \mathcal{O} 概 要 及 CK 規 模

口

前

号

 \mathcal{O}

立

地

誘

導

促

進

施

設

 \mathcal{O}

体

的

な

整

備

又

は

管

理

 \mathcal{O}

方

法

ハ そ \mathcal{O} 他 立 地 誘 導 促 進 施 設 \mathcal{O} 体 的 な 整 備 又 は 管 理 に 関 す る 事 項

 \equiv 立. 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 有 効 期 間

兀 <u>\f}</u> 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 に 違 反 ĺ た場合 \mathcal{O} 措 置

3 第 匹 章 第 七 節 (第 匹 + 五. 条 の二第 項 及 び 第二 項を除く。 0) 規定 は 立 地 誘 導促進: 施 設協定に つい

7 準 用 す る。 \mathcal{O} 場 合 に お V) て、 同 条 第三 項 中 前 項 各号」 とあ る \mathcal{O} は 第 百 九 条 *の* 第二 項 各号」 لح

同 項 及 び 第 匹 + 五. 条 \mathcal{O} + 第 項 中 都 市 再 生 緊急 整 備 地 域」 لح あ る \mathcal{O} は 第 八 + 条第 八 項 \mathcal{O} 規定

に

より

<u>\frac{1}{12}</u>

地

適

正

化

計

画

に

記

載

さ

れ

た区

域」

と、

第

匝

+

五

条

の二第三

項

中

協定

区

域

ど

とあ

る

0)

は

協

定 区 域 (第 百 九 条 の二第二項第 一号に 規定する協 定区 域 をいう。 以 下 0) 節 にこ お *(*) て同じ。)に」と、

都 市 再生歩行 者経路 (T) とあ るの は <u>寸</u> 地 誘導 促 進 施 設 (第 八 + 条第 八項 E 規定す る立 批 誘導 促 進

施 設 を 1 う。 以下この 節 に お 1 て同 ľ \mathcal{O} 体 的 な と、 土 地 所 有 者 等 とあ るの は 土 地 所 有 者

等 (第 百 九条 *(*) 第一 項 (に規・ 定 とする土は 地 所 有 者等 を いう。 以 下この 節 に お いて同じ。 と 第四 + 五.

条 \mathcal{O} 几 第 項 第三 一号中 第 兀 + 五. 条 の二第二 項 各号」 とあ る \mathcal{O} は 第 百 九 条 の 二 第二 項各号」 同 項

第 兀 号 中 都 市 再 生 緊 急 整 備 地 域 \mathcal{O} 地 域 整 備 方 針 とあ る \mathcal{O} は 第 八 + 条第 八 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 立 地 適

正 化 計 画 に 記 載 さ れ た 立 地 誘 墳 促 進 施 設 \mathcal{O} 体 的 な 整 備 又 は 管 理 に 関 す る 事 項」 と、 第 兀 + 五 条 \mathcal{O} 七 及

び 第 匝 + 五 条 \mathcal{O} + 中 第 兀 + 五. 条 の 二 第 項」 لح あ る 0) は 第 百 九 条 か 二 第 項」 と 第四 + 五. 条 \mathcal{O} +

第 項 及び第二 項 中 都 市 再 生步 行者経 路 \bigcirc とあ る <u>0</u> は <u>寸</u> 地 誘導 促 進 施 設 \mathcal{O} 体的 な と読 み替

えるも のとする。

立 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \sim \mathcal{O} 参 加 \mathcal{O} あ 0 せ ん

第百. 九条 \mathcal{O} 三 協 定 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 に 係 る 土 地 所 有 者 等 **当** 該 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 効 力 が 及 ば な 1 者 を

除

は、

前

条

第三

項

に

お

1

て準

用

す

る第

兀

+

五

条

の二第

三項

K

規

定す

る協

定

区

域

隣

接

地

 \mathcal{O}

区

域

内

 \mathcal{O}

諾 対 土 地 し な に そ 係 · 者が る土 \mathcal{O} 者 あるときは 地 \mathcal{O} 承諾を得るため 所有者等に対 当該: し当該立 に必要なあっ 協定区域内 地 誘導 \mathcal{O} 促進 せ 土 んを行うべ 地 施設 に係る土 協定 地 き旨を申請することができる。 ^ 0) 所有者等の全員 参 加 を求 8 た場合にお の合意に ょ 7 り、 てそ <u>,</u> 市 参 町 加 村 を承 長 12

2 市 町 村 長 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定により る申 請 が あ 0 た場 %合にお 1 て、 当該 協 定 区 域 隣 接 地 \mathcal{O} 区 域 角 \mathcal{O} 土 地 に係

る土 地 所 有 者 等 \mathcal{O} 当 該 立 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \sim \mathcal{O} 参 加 が 前 条第三 項 12 お 1 7 準 用 す Ś 第 兀 + 五. 条 \mathcal{O} 几 第

項 各 号 第 号を除る <_ _ 次 条 第 項 に お 1 て 同 ľ, に 掲 げ る 要 件 に 照 ら L 7 相 当 で あ り、 か つ、 当

該 立 地 誘 導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 内 容 か 5 み 7 そ \mathcal{O} 者 に 対 L 参 加 を求 めることが 特に 必 要で あ ると認 8 るとき

は、あっせんを行うことができる。

(立地誘導促進施設協定の認可の取消し)

第百 九 条 \mathcal{O} 兀 市 町 村 長 は、 第 百 九 条 の二第三項に お ζ) て準 用する第四十五 条の二第四 項、 第四十五 条 \mathcal{O}

五. 第 項 又 は 第 四 + 五. 条 \mathcal{O} + 第一 項 \mathcal{O} 認 可 をし た後 に お 1 て、 当 該 認 可 に係 る $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 地 誘 導 促 進 施 設 協定

 \mathcal{O} 内 容 が 第 百 九 条 の二第三 項 に お 1 7 準 用 す る第 匹 + 五 条 \mathcal{O} 兀 第 項 各 号 に 撂 げ る要 侔 \mathcal{O} 7 ず れ か に該

当し なくなったときは 当該. 立 地 誘導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 認 可 を取 n 消 す É $\overline{\mathcal{O}}$ とする。

2 市 町 村 長 は 前 項 \mathcal{O} 規 定に よる取 消 L をし たときは 速やかり に、 その旨 を、 協 定 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 に 係

る

土 地 所 有 者 等 **当** 該 <u>\f\</u> 地 誘導 促 進 施 設 協 定 \mathcal{O} 効力 が 及ば な い者を除く。 に 通 知 するとともに、

なければならない。

第 五 節 低 未 利 用 土 地 権 利 設定 等 促 進 計 画 · 等

低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 利 用 及 U 管 理 に 関 す る 市 町 村 \mathcal{O} 援 助 等

第百

九

条

 \mathcal{O}

五

第

八

+

条

第

九

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

1)

立

地

適

正

化

計

画

12

低

未

利

用

土

地

利

用

等指

針

に

関

す

る

事

項

が

記 載 3 れ 7 1 るとき は 市 町 村 は 当 該 低 未 利 用 土 地 利 用 等 指 針 12 即 居 住 誘 導 区 域 又 は 都 市 機 能 誘

導 区 域 内 \mathcal{O} 低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 所 有 者等 に 対 Ļ 住 宅 又 は 誘 導 施 設 0) <u>\f</u> 地 及 び 立. 地 \mathcal{O} 誘 獐 を 义 る た \Diamond に 必 要

な 低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 利 用 及 び 管 理 12 関 す る情 報 \mathcal{O} 提 供、 指 導, 助 言そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 援 助 を 行う t 0

2 市 町 村 は 前 項 \mathcal{O} 援 助 とし 7 低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 方 法に 関 はする提供 案又 人はそ 0) 方法 に 関 す る 知 識 を有

定 た 都 市 計 画 協 力 寸 体 に 必 要 な 協 力 を要請 することが で **、きる。**

市 町 村 長 は、 立 地 適 正 化 計 画 に 記 載 ž ħ た 居 住 誘導 区 域 又 は 都 市 機 能 誘 導 区 域 角 \mathcal{O} 低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 所

3

す

る者

 \mathcal{O}

派

遣

を

行

j

た

 \Diamond

必要

が

あ

ると

認

8

る

ときは

都

市

計

画

法第·

七

+

五.

条

 \mathcal{O}

五.

第

項

0)

規

定

に

ょ

り

指

有者等 導 定 L じす 施 た 設 る 廃 廃 が 棄 \mathcal{O} *当該! 棄 立 物 物 地 廃 低 又 を は 棄 未 1 利 <u>\f\</u> う。 物 地 用 \mathcal{O} 処 土 \mathcal{O} 誘導 理 地 \mathcal{O} 利 及 飛 を 散 び 用 清掃 等指 図る上で著 その 他 に 針 関 に \mathcal{O} す 事 即 る L 由 L た低 法 ****\ に 支障 ょ 律 未 り 昭昭 当 が 利 生じて 該 用 和 低 土 兀 + 未 地 1 利 五. \mathcal{O} 管 ると認め 用 年 法 理 土 律第 を行 地 \mathcal{O} るとき 百 周 わ 三十 な 辺 \mathcal{O} 1 は 地 七 た 号) め、 域 当 E 第 該 悪 お 臭 け 所 二条 Ź \mathcal{O} 有者等 住 第 発 生、 宅 に 項 又 対 堆 は 12 積 誘 規

低 未 利 用 土 地 権 利 設 定 等 促 淮 計 画 \mathcal{O} 作 成

当

該

低

未

利

用

土

地

利

用

等指

針

に

即

L

た低

未

利

用

土

地

 \mathcal{O}

管理

を

行うよう勧告することができる。

第百 九 条 \mathcal{O} 六 市 町 村 は 立 地 適 正 化 計 画 12 記 載 さ れ た 低 未 利 用 土 地 権 利 設 定 等 促 進 事 業 区 域 内 \mathcal{O} 土 地 及

び 未 当 利 該 用 土 土 地 地 権 に 存 利 設 す る建 定 等 促 物 進 を 対 事 業 象 とし 12 関 する計 7 低 未 利 画 用 以 土 下 地 権 「低 利 . 設定等! 未利 用 促 土 地 進 事 権 利 業 設 を 行 定等 おうとするときは 促 進 計 画 とい . う。 当 該 を 低

作成することができる。

2 低 未 利 用 土 地 権 利 設 定 等促 進 計 画 に お 7 て は、 第 号 か ら第 五号までに 掲げ る事 項を記さ 載するものと

するとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。

一 権利設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

前号に規定する者 が 権利設定等を受ける土地 0 所 在、 地番、 地 一目及び 面積又は 建 物 0) 所 在 家屋番

号、種類、構造及び床面積

三 第 号に規定する者に前号に規定する土地又は建物 に つい て権利設定等を行う者の氏名又は 名 称及

び住所

兀 第 号に 規 定する者が 設定 又は 移 転 を受け る 地 上 権、 賃 借 権 又 は 使 用 貸借 に よる 権 利 \mathcal{O} 種 類 内 容

主 地 又 は 建 物 \mathcal{O} 利 用 目 的 を含む。 始 期 又 は 移 転 \mathcal{O} 時 期 及 CK 存 続 期 間 又 は 残 存 期 間 並 75 に 当 該 設

定 又 は 移 転 を 受 行 る 権 利 が 地 上 権 又 は 賃 借 権 で あ る 場 合 に あ 0 7 は 地 代 又 は 借 賃 反 び そ \mathcal{O} 支 払 \mathcal{O} 方 法

五. 第一 号には 規定する者が 移 転 を受ける る 所 有 権 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 後に、 お け る土 地 又 は 建 物 \mathcal{O} 利 用 目 的 並 び に 当該

六 そ 0 他 権 利 設 定等に 保る法法 律関 係に 関す る事 項とし うて 国· 土交通省 令で定め る 事

項

所

有

権

 \mathcal{O}

移転

 \mathcal{O}

诗

期

並

び

に

移

転

 \mathcal{O}

対

価

及

び

その

支払

 \mathcal{O}

方

法

3 低 未 利 用 土 地 権 利 設 定 等促 進 計 画 は、 次に 掲げ る要件に 該 当 「する、 ŧ ので なけ れ ば なら ない。

る低 低 未 未 利 利 用 用 土 土 地 地 権 権 利 利 設 設 定等 定等 促 促 進 進 事 計 業に 画 \mathcal{O} 関 内 す 容 る事 が 立 項に 地 適 適 正 合す 化 計 る 画 ŧ 12 \mathcal{O} 記 であること。 載さ れ た第 八十一 条第十二 -項に 規 定す

- 24 -

低 未 利 用 土 地 権 利 設定等 促 進 計 画 に お 1 て、 居住 誘 導 区域 に あ って は 住宅 又 は 住宅 の <u>立</u> 地 \mathcal{O} 誘 導 \mathcal{O}

促進 に · 資 する施設等 *の*、 都 市 機 能 誘導区 区域にあ 0 7 は 誘導 施 設 又は誘導 施設 \mathcal{O} <u>\\ \</u> 地 \mathcal{O} 誘 滇 \mathcal{O} 促 進 12 資

す Ź 施 設等 \mathcal{O} 整備、 を図 るた め 行う権が 利設定等又はこれと併 せて行う当該 権利設定等を円滑 に 推 進 する

ために必要な権利設定等が記載されていること。

 \equiv 前 項第二号 に 規 定 する土地ごとに、 同 項 第 号に 規定する者 並 びに当 該 土 地 に 0 ζ`\ 7 所 有 権 地 上

権 質 権 賃 借 権 使 用 貸 借による る 権 利 又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 使 用 及 び 収 益 を 目 的 とす る権 利 を有 す る 者 \mathcal{O} 全

ての同意が得られていること。

四 前 項 第二号 に 規定する る建物ごとに、 同 項 第 号に規定する者、 当該: 建 物に 0 *((* て 所 有 権 質 権 賃

借 権 使 用貸借に よる権利 又は その他 .<u>.</u> 使 用 及び 収 益を目的 とす んる権 利 -を 有 する者 並 び に 該 建 物 12

0 1 て 先 取 特 権若 < は抵当は 権 \mathcal{O} 登記、 仮登 記、 買 戻 L \mathcal{O} 特 約 その 他 権 利 \mathcal{O} 消 滅 に 関 する 事 項 0) 定 8

 \mathcal{O} 登 記 又は 処 分の 制 限 \mathcal{O} 登 記 に係 る 権利を有す うる者 \mathcal{O} 全て \mathcal{O} 同 意 が得 5 れてい ること。

1 7 前 所 項 有 第二号 権 に 質 規 権 定 賃 す る土 借 権 地 使用 12 定 貸 着 借 す る に ょ 物 る権 件 (同 利 号 又 は に そ 規 定 \mathcal{O} 他 す る \mathcal{O} 使 建 用 物 及 を除く。)ごとに、 び 収益を目的とする 当 権 該 利 物 を有 件 に 0 す

五

る者 並 びに当該 物件 に つい て先取特権若 しく は 抵 当権 \mathcal{O} 登記、 仮 登記 買 戻 L 0) 特 約 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 他 権 利 \mathcal{O} 消

滅 に 関 はする事 項 \mathcal{O} 定 8 \mathcal{O} 登 記 文は 処 分の 制 限 \mathcal{O} 登記 に 係 る権 利を有する者の全 ての 同 意が 得 5 れ 7

ること。

六 前 項 第 号に 規定 する者 が 権 利設 定等 が 行 わ れ た後 にお į, て、 同 項 第二 号に規定 する土 地 又 は建

物 を 同 項 第 匹 号 又 は 第五号 に 規 定 す る土 地 又 は 建 物 \mathcal{O} 利 用 目 的 に 即 L 7 適 正 か 0 確 実 に 利 用 すること

ができると認められること。

低 未 利 用 土 地 権 利 設 定 等 促 進 計 画 \mathcal{O} 作 成 \mathcal{O} 要 請

第百 九 条 \mathcal{O} 七 立 地 適 正 化 計 画 に 記載 ž れ た低 未利 用 土地 権 利設定等促進事 業区 域 角 \mathcal{O} 土 地 又 は当該 土 地

に 存 す る建 物 に 0 1 7 地 上 権 賃借 権 使用 貸借 に よる権 利 又 は 所 有権 を 有 する者及び当該 土 地 又 は 建

物 に つ 1 7 権 利 設定等を受けようとする者は、 その全員 の合意に ょ り、 前 条第二 項 各号に掲 げ る 事 項 を

内 容とする協定を締 結 L た場 合 に お 7 て、 同 条第三 項 第三 号 か 5 第 五号ま でに 規 定す る 者の 全 7 \mathcal{O} 同 意

を得たときは、 玉 土交通 省令 で定め るところに ょ り、 そ \mathcal{O} 協 定 \mathcal{O} 目 的 とな 0 て 1 る土 地 又 は 建 物 に 0 き

低 未 利 用 土 地 権 利設 定等 促 進 計 画 を作 成すべきことを市 町 村 に 対 L 要請 することができる。

(低未利用土地権利設定等促進計画の公告)

第百九条の八 市 町 村 は、 低未利用 土地 権利設定等促進計画を作成したときは、 国土交通省令で定めると

ころにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第百九条 \bigcirc 九 前 条の 規定による公告が あっ たときは、 その公告が あっ た低未利 用 土地権 利設定等促進計

画 \mathcal{O} 定 め るところによっ て 地· 上 権、 賃借 権若 しくは使用貸借 による権利 が 設定され、 若 しくは移転

又は所有権が移転する。

(登記の特例)

第百九条の十 第百九条の八の規定による公告があった低未利用土地権利設定等促進計画に係る土地又は

建 物 の登記については、 政令で、 不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号) の特例を定めることが

できる。

(勧告)

第百九条の十一 市町村長は、 権利設定等を受けた者が低未利用土地権利設定等促進計画に記載された土

地 又 は 建 物 \mathcal{O} 利 用 目的 に 従って 土地 又 は 建物を利用して V な 7 と認めるときは、 当該的 権 利設定等を受け

た者に対 相 当 \mathcal{O} 期限を定めて、 当該 利用 目的 に従って土地 又は建物 を利用すべきことを勧告するこ

とができる。

(低未利用土地等に関する情報の利用等)

第 百· 九条 \bigcirc + = 市 町 村 長 は、 \mathcal{O} 節 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 施 行 に必要な限度で、 その 保 有 する低未 利 用 土 地 及 び 低未

利 用 土 地 に 存 す る 建 物 12 関 す る 情 報 を、 そ \mathcal{O} 保 有 に当たって特 定され た 利 用 \mathcal{O} 目 的 以 外 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た 8 に

内部で利用することができる。

2 市 町 村 長 は、 0) 節 0) 規定 \mathcal{O} 施行 0 ため 必 要が あると認めるときは、 関 係地 方 公共 団体の 長に対して

低 未 利 用 土 地 及び低未 利用 土 地 にこ 存 する建 物 に 関 はする情 報 \mathcal{O} 提供を求 8 ることができる。

第 百 + 九 条 第一 号ニを同号ホ とし、 同 号ハ 0) 次に 次の ように加 える。

二 立 地 適 正 化 計 画 に 記載 された居住誘導 区域 文は 都 市 機能 誘導区域内における低未利用 土地 \mathcal{O} 利用

又は管理に関する事業

(都市計画法の一部改正)

第二条 都 市 計 画 法 昭昭 和 四十三年法律第百号) の 一 部を次のように改正する。

目 次 中 「 第 五章 社会資 (本整: 備 審議 会 \mathcal{O} 調 査 審 議 等及び 都 道 府 県都· 市 計 画 審 議会等 (第七十六条

第 五 章 都 市 施 設 等整 備 協定 (第七 十 五. 条 の 二 | 第七 十五 条 \mathcal{O} 四

十八条) を 第六 章 都市 計 画 協 力 寸 体 (第七十五 条 O五. 第七 十五 条 \mathcal{O} +

第七 章 社 一会資 本 整備 審 議 会 \mathcal{O} 調 査 審 議 等 及 び 都 道 府 県 都 市 計 画 審 議会等 (第七十六条

に、 第六 章 を 「 第 八章」 に、 第七章」 を 「第九 章 に 改める。

第七十八条)」

第十二条の十一 中 「ほ か の 下 に 市 街 地 の環境を確保しつつ」 を、 「促進」 の 下 に 「と都・ 市 機 能 \mathcal{O}

増 進と」 を加え、 「含み、 自 動 車 \mathcal{O} み O交通 \mathcal{O} 用 に 供 するも 0) 及 び 自 動 車 \mathcal{O} 沿道 0) 出 入りが できな 高

架そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 構 造 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る を 「含む」 に改 がる。

第二十 条 の二第 項 中 次 項」 0) 下 に 「及び第七 十五 条 \mathcal{O} 九 第 項」 を 加 える。

第 五. 十八条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 見出 L を (土地所 有 者等 \mathcal{O} 責務等)」 に改 め、 同 条第 項 中 遊遊 休 土 地 転 換 利 用促

加 進 は 地 え、 地 上 区 権 内 土 . () _ そ \mathcal{O} 地 の 下 \bigcirc 他 \mathcal{O} 使用 に を 土 遊遊 若 しく 休 地 土地 に係る土地 は 収 転 益を目が 換利用 所 1的とする 有者等 促進 地 る権 区内 を、 \mathcal{O} 利を有する者」 土 地 「有する者」 *(*) に改 を め、 の 下 「に係 同 . 条 に る土 第二項中 「を いう。 地 所有者 一に 以 下 等 つ *((* 同 ľ に て所有権 改 8 を 又

第七 章 を第九章 とし、 第六章 を第八章とし、 第五· 章を第七章とし、 第四 章 \mathcal{O} 次に 次の二 章を加える。

第五章 都市施設等整備協定

(都市施設等整備協定の締結等)

第七 十五 条 の 二 都 道 府 県 又 は 市 町 村 は、 都 市 計 画 都 市 施 設、 地 区 施 設 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 玉 土 交 通 省 令 で 定 8 る

施 設 (以下この 項 E お 1 7 都 市 施 設 等」 という。 \mathcal{O} 整 備 に 係 るも のに 限る。 \mathcal{O} 案 を作 成 L ようと

する場合におい て、 当 該 都 市 計 画 に 係 る都市: 施 設 等 \mathcal{O} 円 滑 か 0 確 実 な整: 備 を図 る ため 特 に 必 要が あ ると

者」 認 めるときは、 とい 、 う。) لح 当 該 $\overline{\mathcal{O}}$ 間 都 に 市 おい 施設 て、 等 0) 整 次に 備 掲げ を行うと見込ま `る事 項 を定め れ る者 た協定 (第七 (以 下 十五 都 条 市 \mathcal{O} 兀 施 設 に 等整 お 1 備 て 協 施施 定 設 とい 整 備 う。 予定

を締結することができる。

都 市 施 設等: 整 備 協 定 \mathcal{O} 目的 とな る都 市 施設等 (以下この 項 E お 1 . て 協定 都 市 施 設等」 という。

二 協定都市施設等の位置、規模又は構造

三 協定都市施設等の整備の実施時期

四 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定都市施設等の整備の方法

口 協 定 都 市 施 設 等 \mathcal{O} 用 途 \mathcal{O} 変 更 \mathcal{O} 制 限 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 協 定 都市 施 設等 \mathcal{O} 存 置 \mathcal{O} た 8) \mathcal{O} 行 為 \mathcal{O} 制限 に 関 する

事項

そ \mathcal{O} 他 協 定 都 市 施 設等 \mathcal{O} 整 備 12 関 す る 事 項

五 都 市 施 設 等 整 備 協 定に 違 反 L た場 合 \mathcal{O} 措 置

2

都 道 府県又は 市 町 村 は、 都 市 施設等整 備協 定を締結したときは、 国土交通省令で定めるところによ ŋ

そ の旨を公告 か つ、 当 該 都市 施設等整備 協 定の写 しを当該都道府県又は市 町 村 \mathcal{O} 事 務所に備えて

公衆の縦覧に供しなければならない。

都 市 施 設等 整 備 協 定 に 従 0 た 都 市 計 画 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 作 :成等)

第七十五 条 の 三 都 道 府 県 又 は 市 町 村 は 都 市 施 設 等整: 備 協定を締 結 たときは 当該 都 市 施 設等: 整 備協

等整 定に お 備 協 1 定 7 定め に お 5 1 て定 れ た \otimes 前 5 条第 れ た 同 項第二号に掲げ 項第三号に掲げ る る事 事 項 項 に を 従 勘 つて 案 Ü 都 て適当な 市 計 画 0) 案を作る 時 期ま でに、 成して、 都 道 当 府 該 県 都 都 市 次 施 市 設 項 計

12 画 審 お 議 1 て 会 同 市 Ü 町 村 に付 都 市 議 計 L 画 な 審 け 議 会が れ ば な 置 5 か な れ て 1 る 市 町 村 に あ つては、 当 該 市 町 村 都 市 計 画 審 議 会。

2 都 道 府 県 又 は 市 町 村 は 前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 都 市 計 画 \mathcal{O} 案を都 道 府 県 都 市 計 画 審 議会 に 付 議 L ようとす

るとき は 当 該 都 市 計 画 \mathcal{O} 案 に 併 せ て、 当 該 都 市 施 設 等 整 備 協 定 \mathcal{O} 写 L を 提 出 L な け れ ば な 5 な

第七 開 + 五. 発 条 許 \mathcal{O} 可 兀 \mathcal{O} 特 都 例 道 府 県 又 は 市 町 村 は 都 市 施 設 等 整 備 協 定に 第七 $\overline{+}$ 五条 の 二 第 項 第 匹 号 1 に 撂 げる

項 \mathcal{O} 同 意 又 は 同 条 第二 項 0) 規定に ょ る協 議 を要する場合に あ つて は、 当 該 同 意 が 得 5 れ、 又 は 当 該 協

事

項

ع کا

7

施

設

整

備

予

定

者が

行

う開

発

行為

(第二

+

九

条第

項

各号に掲げ

る

Ł

0

を除き、

第三十二

条第

議 が 行 わ れ 7 V) る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に 関 す Ź 事 項 を定い \emptyset ようとするときは 国土 交通省令で定め るところ

に ょ り、 あ 5 か じ め、 第二十九条第 項 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 権限を有する者に協議 し、 そ \mathcal{O} 同 意を得ることができ

る。

前 項 0 規定による同意を得た事項が定めら れた都市施設等整備協定が第七十五条の二第二 項 \hat{O} 規定に

2

ょ り公告されたときは、 当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第 項 の許

可があつたものとみなす。

第六章 都市計画協力団体

(都市計画協力団体の指定)

第七十五 条 \mathcal{O} 五. 市 町 村 長 は、 次 条に規定する業務 を適 正 カュ つ確. 実に行うことが できると認 8 5 れ る法人

そ \mathcal{O} 他これ に . 準 ず るも \mathcal{O} とし て国土交通省令で定める団 体 を、 その 申 · 請 に ょ 5 9 , 都 市 計 画 協 力 寸 体とし

て指定することができる。

2 市 町 村長 は、 前 項 0 規定による指定をしたときは、 当該都市 計画協力団体の名称、 住所及び事務所の

所在地を公示しなければならない。

3 都 市 計 画 協 力 団 体 は、 その 名 称、 住 所又は事 務 が所の所: 在 地を変更しようとするときは、 あ 5 かじ め、

そ の旨 を 市 町 村 長 に届 け 出 な け れ ば な 5 な

4 市 町 村長 は、 前 項 0 規 定によ る届 出が あつたときは 当該! 届出 に係 る事 項を公示しな げ れば なら な

(都市計画協力団体の業務)

第七 十五 条 水の六 都市 計 画 協力団体は、 当該市 町村の区域内におい て、 次に掲げる業務を行うものとする。

該 市 町村 が する都市 計 画 \mathcal{O} 決定又は変更に 関 Ļ 住民 の 土 地利 用 に 関する意向そ 0) 他 \mathcal{O} 事 情 \mathcal{O} 把

握、 都市 計 画 \mathcal{O} 案 の内容となるべ き事 項 \mathcal{O} 周 知 べその 他 \mathcal{O} 協 力を行うこと。

土 地 所 有 者等に対 Ļ 土 地 利 用 \mathcal{O} 方法 に 関 す んる提 案、 土地 利 用 \mathcal{O} 方法に関 する知識を有する者の派

遣そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 有 効 か 0 適 切 な 利 用を図 るた め ど 必要な援助を行うこと。

三 都 市 計 画 に 関 す る 情 報 又 は 資 料 を 収 集 及び提供すること。

四 都市計画に関する調査研究を行うこと。

五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第七十五 条の 七 市 町 村 長 は、 前条各号に 掲げる業 務 の適 正 カン 0 確実 な実: 施 を確 保 するため 必 要が あると

認 めるときは、 都 市 計 画 協 力 寸 体に対 Ļ その業務 がに関 し 報 告をさせることができる。

2 市 町 村長 は、 都市 計 画 協 力 寸 体 が 前条各号に掲げる業務を適 正 か つ確実に実施 して 1 な V) と認 め ると

きは、 当該 都 市 計 画 協 力 団 体 に 対 Ľ その業務の 運営の改善に関 l 必要な措置を講ずべ きことを命ずる

ことができる。

3 市 町 村 長 は、 都市 計 画 協力団 体 が 前項の 規定による命令に違 反したときは、 その指定 を取り消すこと

ができる。

4 市 町 村 長 は、 前 項 \mathcal{O} 規 定に より 指 定 を取 り消 たときは、 その旨を公示 L なけ れ ば な らな

(情報の提供等)

第七十五 条 \bigcirc 八 玉 土交通大臣 立は市 町 村 長は、 都市 計 画 協力団体に対し、 その業務の実施に 関し 必要な

情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

都 市 計 画 協 力 団 体 に . よる都: 市 計 画 \mathcal{O} 決 定等 0 提 案

第七 + 五 条 \mathcal{O} 九 都 市 計 画 協 力 寸 体 は、 市 町 村 に 対 Ļ 第七 十五 条 \mathcal{O} 六各号に掲 げ る業 務 の実 施 を通じて

得ら れ た 知 見 に 基づ き、 当該 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 地 区 に お け る当 該 地 区 \mathcal{O} 特 性 に 応 U たまちづくり

推 進 を図 るた め に必 要な都 市 計画 \mathcal{O} 決 に定又は 変更をすることを提案することができる。 この場合にお

 \mathcal{O}

1 て は、 当該提案に係る都市 計 画 $\overline{\mathcal{O}}$ 素案を添えなければならな

2 第二十 条の二第三項及び第二十一 条の三から第二十一 条の五までの規定は、 前項の規定による提案

に つい · て 準 日 甪 でする。

都 市 計 画 協 力 団 体 \mathcal{O} 市 町村 による援助 0 協力)

第七· + 五. 条の + 都 市 計 画 協 力 寸 体 は 市 町 村 か 5 都 市 再 生 特 別 措 置法第一 百 九 条 O五. 第二 項 \mathcal{O} 規 定に よる

協 力 \mathcal{O} 要請 を受け たときは、 当 該 要 請 に 応じ、 低 未 利 用 土 地 (同 法 第四 + -六条第· 十 七 項 に 規 定 す る 低 未

利 用 土 地 をいう。 \mathcal{O} 利 用 の 方 法に 関 はする提供 案又はそ \mathcal{O} 方 法 に 関 す Ź 知 識 を有い す る者 \mathcal{O} 派 遣 に 関 協 力

するも のとする。

建 操基 準 法 0 部改 正

第三条 建築基準 潍 法 (昭 和二十五 年法律第二百一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正 する。

第四 十三条第一 項第二号中 「高 架の 道 と路その 他 \mathcal{O} 道 路 で あ つて 自 動 車 \mathcal{O} 沿 道 ^ 0 出 入りが できな 7 構造

 \mathcal{O} Ł のとして政令で定め る基準 に 該当するも \mathcal{O} (第 匹 + 兀 条第 項第三号に お 1 7 「特· 定 高 架道路等」 لح

7 を削 り、 同 号 に お *(*) て 同 r. 内 \mathcal{O} Ł (T) を \bigcup 内 \mathcal{O} 道 路_ に改める。

第四 + 匹 [条第一 項第三号中 地地 区 . 計 画 \mathcal{O} 区 |域 方 0 自 動 車 Oみの交通の用 に供する道路 又 は 特定高 架道路

等」 を 「第四· 十三条第一 項第二号 。 が 道 路 に 改 め、 当 該 の下 に 「 道 路 に係る」 を加え える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四 条 都 市 開 発資 金 の貸 付 けに関 する 法 律 (昭 和 兀 十 年 法律第二十号) 0 ___ 部を次のように 改正する。

第 条 第 匝 項 第 匹 号中 前三号」 を 「前 各号」 に 改 め、 同 号 を 同 項第五号とし、 同 項 第 三号 を 同 項 第 几

号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 都 市 再 生 特 別 措 置 法 伞 成 十 应 年 法 律 第 二十二号) 第 百 五. 条 の <u>ニ</u> \mathcal{O} 規 定に ょ る 誘 導 施 設 整 備 区 が 事

業 計 画 に お 1 7 定め 5 れて 7 る土 地 区 画 整 理 事 業で、 施行 地 区 \mathcal{O} 面 積 公共 施 設 \mathcal{O} 種 類 及 てバ 規 模 等 が

政 令で定める基準に適合するもの を施 行す る個 人施 行者、 土 地 区 画 整 理 組 合 又 は 区 画 整 理 会社 に 対 す

る当 該 土 地 区 画 整 理事業に要する費用で政令で定める範囲 内 \mathcal{O} Ł のに充てるた 8 $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 無利子 の 資 金 の貸

付け

る。

第 条 第 五 項中 「第三号」 を 「第四号」 に改め、 同条第六項中 平 成十四年法律第二十二号)」 を削

第二条第五 項の 表 の 一 0 項から三の 項まで の規定中「第三号」を「第四号」に改め、 同表の 兀 1の項中

前条第四項第四号」を「前条第四項第五号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 法 は律は、 公布の 日 から起算して三月を超えない範囲内に お () て政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

3 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 第一条から第三条までの規定による改正後の

規 定 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 状況に つい て検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置 を講

ずるものとする。

(首都直下地震対策特別措置法の一部改

更

首 都 直 下 地 震 対 策 特 別 措 置法 (平成二十五年法律第八十八号) 0) 部を次のように改正する。

4

に、 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 十七 十三第五項」 十八まで」を「第十九条の十七 第二十条中 「第十 第一 項」 九 条 「第十九条の十三第一項」を「第十九 に、 を \mathcal{O} 十 第十 第 七 第 九 + 条 項」 九条の十三 の 十 を 五第 から第十九条 「第十九条 第二項第二号」 五. 項」に、 の 十 の二十まで」に、 九 第一 第十九条の十六第一 条の十五第一 を「第十九 項」 に、 条の十五 項」に、 「第十九条の 「第十九条の 項」 第二項第二号」に、 第十 を 十 + 「第十九条 八 五 九条の十 第一 第一 項」 項」 の 十 五 を を から第十九条 八第一 「第十 第十 第 + 九条 項」 九 九 条 条

の二十第一

項」

に改

8

る。

理由

ことによ

り、

都

市

 \mathcal{O}

再生を図

るた

め、

低

未

利用

土

地

 \mathcal{O}

利用

及び

管

理

に

関

する指

針

を立

地

適

正

化

計

画の

記

載事

低 未 利 用 土 地 \mathcal{O} 有 効 か つ 適 過切な利用 用を促進するとともに地 域の実情に応じた市 街 地 \mathcal{O} 整備 を一 層 推 進 でする

項とし、 都市 機 能 誘 導 区 域 12 誘導 施 設の <u>\\</u> 地 を 誘導す るた \Diamond \mathcal{O} 土地 区 画 整 理 事 業 \mathcal{O} 特 例 を 創 設するとともに

都市 計 画 協 力 寸 体 \mathcal{O} 指 定 等 \mathcal{O} 措 置 を講ずる必要が ある。 これ が、 この 法律案を提 出 する理・ 由 で ある。